

情報倶楽部

2023年6月

No. 266

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

資産税

★ 相続時精算課税制度の届出

- Q. 令和5年の税制改正で、相続時精算課税に基礎控除が創設されましたが、届け出はどのようにになりますか？
- A. 令和5年の税制改正では、相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が設けられるとともに、この110万円の基礎控除以下の贈与については、贈与税の申告は不要とされました。これまでは、相続時精算課税を選択する場合、贈与税の申告期限までに贈与税の申告書に相続時精算課税選択届出書を添付して提出しなければなりませんでした。改正後は、贈与税の申告書を提出するときは相続時精算課税選択届出書を申告書に添付して提出しなければならないとされましたことから、次のような取扱いになります。
1. 令和6年以後初めて精算課税を選択する場合
 - ① 贈与が110万円以下の場合
相続時精算課税選択届出書だけ提出
 - ② 贈与が110万円超の場合
贈与税の申告書と
相続時精算課税選択届出書を提出
 2. 令和6年までに精算課税を選択している場合
 - ① 贈与が110万円以下の場合
相続時精算課税選択届出書だけ提出
 - ② 贈与が110万円超の場合
贈与税の申告書と
相続時精算課税選択届出書を提出

★ 不動産売買契約中に相続が発生した場合

- Q. 不動産の売買契約を締結し、決済までの間に相続が発生しました。どのような取扱いになりますか？
- A. 不動産の売買契約を締結した後、売主から買主へ、その不動産を引渡す日前に売主又は買主に相続が開始した場合は、その相続に係る相続税の課税上、売主又は買主たる被相続人の相続人その他の者が、その売買契約に関し被相続人から相続又は遺贈(死因贈

与を含む)により取得した財産及び被相続人から承継した債務は、それぞれ次のように取り扱われます。

①売主に相続が開始した場合

相続又は遺贈により取得した財産は、その売買契約に基づく相続開始時における残代金請求権(未収入金)となります。

②買主に相続が開始した場合

相続又は遺贈により取得した財産は、その売買契約に係る土地等又は建物等の引渡請求権等となり、被相続人から承継した債務は、相続開始時における残代金支払債務となります。

なお、買主に相続が開始した場合は、その土地等又は建物等を相続財産として申告することも認められることとなっており、この場合には、その不動産の価額は、財産評価基本通達により評価した価額によることとなります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/02/12.htm>

消 費 税

★ リース取引のインボイス

Q. 税務上、ファイナンスリースとオペレーティングリースと取扱いが異なりますが、インボイスについては、どのように取り扱われますか？

A. インボイス制度では、リース料について、消費税の仕入税額控除を行う場合、リース会社から交付されたインボイスを保存しなければなりません。

税務では、一定の要件を満たすリースをファイナンスリースとして資産の売買として取り扱われることとなっています。

このことから、リース事業協会では、「リース取引のインボイス」を公表して、その取扱いを明瞭にしています。

- ① ファイナンスリースはリース開始時に全額の仕入税額控除を行うことが原則のため、リース開始時にインボイスを交付します。
- ② ファイナンスリースについては、2023年9月30日までにリースを開始した場合は、10月1日以降に支払うリース料に係る消費税の仕入税額控除についてもインボイスは不要です。
- ③ オペレーティングリース(賃貸借)のリース料に係る消費税を仕入税額控除する場合、2023年9月30日以前にリース取引を開始した取引についても、10月1日以降に支払うリース料に対してインボイスが必要です。

そ の 他

★ 地方税お支払いサイト

Q. 地方税お支払いサイトができたそうですが、どのようなものですか？

A. 地方税お支払サイトとは、自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使って、スマホやパソコンで地方税を支払うことができるサイトで、令和5年4月1日から運用が開始されています。

主な特徴は次のとおりです。

①まとめて支払い

複数の納付書でも、eL-QRを続けて読み取ったり、eL番号を繰り返し入力したりすることで、全部まとめて1回で支払いができます。

②選べる支払い方法

クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)(期日指定可能)、ペイジー番号発行など、さまざまなお支払い方法から選ぶことができます。

※ログインして利用する場合のみ選択可能な支払い方法があります。

③支払い状況の確認

手元の納付書が支払い済みかどうかを確認することができます。

手元の納付書にeLマークの記載があれば税目、納付先が異なっても一度にまとめて取り扱いが可能です。

(eLマークがない場合でも、eL番号やeL-QRが印字されている場合は取り扱い可能です)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

★ 個人事業者の各種届出書の改正

Q. 個人事業者が開業した場合などの届出が改正になるそうですが、どのようになるのですか？

A. 令和5年の税制改正では、納税環境整備の一環として申請等の簡素化を図るという観点から、個人事業者が開業や廃業をした場合の届出書の提出が一括で行えるように見直されます。

現行では、個人が新たに事業を開始したときや、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときには、個人事業の開業届出・廃業届出等の手続を事業の開始等の事実があった日から1月以内に、納税地を所轄する税務署長(事務所・事業所を移転する場合で、その移転前の事務所・事業所の所在地を納税地としていたときには、その移転前の事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長)に提出しなければなりません。

これを、改正では、令和8年以降の①個人事業の開業・廃業等の届出書は、**提出期限をその事業の開始等の事実のあった日の属する年分の確定申告の期限とする**、②事務所等を移転届はその提出先を納税地の所轄税務署長とする、③青色申告の取り止めの届出はその申告を止めようとする年分の確定申告の期限とする、④その他の届出書、申請書についても順次、簡素化が図られます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0023004-063.pdf> 7 P